

海津市地域防災計画（第3編 地震対策編）新旧対照表

（新）

（旧）

（修正理由）

<p>第1章 地震災害予防対策</p> <p>第1節 自発的な防災活動の促進</p> <p>第1項 防災意識の高揚と普及</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 防災教育</p> <p>ア 住民教育</p> <p>(ア)～(ク) 略</p> <p><u>(ケ) 山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害リスクと取るべき行動</u></p> <p>第2項～第3項 略</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）</p> <p>第1項～第2項 略</p> <p>第3項 情報体制の確立</p> <p>1 略</p> <p>2. 基本方針</p> <p>市（総務課）は、迅速性を重視した情報の収集・伝達体制の確立を図るとともに、バックアップ機能（情報通信体制の多重化）の整備を行う。</p> <p><u>市は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。</u></p> <p>3. 対策</p> <p>(1) 防災通信網の整備</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他通信網</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p><u>(ウ) 公共安全モバイルシステム</u></p> <p><u>平時は携帯電話として使用でき、災害発生時等には、機関の内部や、自機関と他機関との間で連絡・情報共有手段となる公共安全モバイルシステムを活用した情報収集体制の整備を図</u></p>	<p>第1章 地震災害予防対策</p> <p>第1節 自発的な防災活動の促進</p> <p>第1項 防災意識の高揚と普及</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 防災教育</p> <p>ア 住民教育</p> <p>(ア)～(ク) 略</p> <p>第2項～第3項 略</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）</p> <p>第1項～第2項 略</p> <p>第3項 情報体制の確立</p> <p>1 略</p> <p>2. 基本方針</p> <p>市（総務課）は、迅速性を重視した情報の収集・伝達体制の確立を図るとともに、バックアップ機能（情報通信体制の多重化）の整備を行う。</p> <p>3. 対策</p> <p>(1) 防災通信網の整備</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他通信網</p> <p>(ア)～(イ) 略</p>	<p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p>
--	---	---

海津市地域防災計画（第3編 地震対策編）新旧対照表

(新)

(旧)

(修正理由)

<p><u>るものとする。</u></p> <p>オ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) デジタル技術を活用した防災対策の推進</p> <p>市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。</p> <p>デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用を推進するものとする。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器や、高付加価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広く検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。なお、デジタル技術の活用には、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな支援や取組みを一体で推進するものとする。</u></p> <p>第4項 略</p> <p>第5項 緊急輸送網の整備</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1) 緊急輸送道路ネットワークの確保</p> <p>緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルート^{の確保を早期に図るため、}<u>広域的な代替ルートとして機能する高速道路等の整備や、防災拠点への通行を確保する道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面对策等を進めていくものとする。</u></p> <p>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、</p>	<p>オ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) デジタル技術を活用した防災対策の推進</p> <p>市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。</p> <p>デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。</p> <p>第4項 略</p> <p>第5項 緊急輸送網の整備</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1) 緊急輸送道路ネットワークの確保</p> <p>緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルート^{の確保を早期に図るため、}<u>整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震</u> 対策、斜面对策等を進めていくものとする。</p> <p>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、</p>	<p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p>
--	--	---

海津市地域防災計画（第3編 地震対策編）新旧対照表

(新)

(旧)

(修正理由)

<p>区域を指定して道路の占用の禁止又は制限等を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図り、新規の電柱占用を原則認めないものとする。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 緊急通行車両の周知・普及</p> <p><u>市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両が、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p> <p><u>(5) 道路被害状況の迅速把握</u></p> <p><u>市は、発災後の発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p>第6項 地震防災訓練の実施</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>さらに、<u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p><u>また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(2) その他の地震防災訓練</p> <p>市及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行う。<u>この際、医療コンテナやトイレコンテナなど高付加価値コンテナやデジタル等新技術の活用など、災害対応上有効と認められるものの効果的な活用方法について訓練を通じて検討を進めるものとする。</u></p> <p>市は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図り、新規の電柱占用を原則認めないものとする。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 緊急通行車両の周知・普及</p> <p><u>県及び市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための申出があったときは、災害発生前においても、当該車両に対して緊急通行車両標章が交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前の申出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</u></p> <p>第6項 地震防災訓練の実施</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>さらに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>(2) その他の地震防災訓練</p> <p>市及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行う。<u>市は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p>
--	--	---

海津市地域防災計画（第3編 地震対策編）新旧対照表

（新）

（旧）

（修正理由）

<p>第7項～第8項 略</p> <p>第3節 民生安定のための備え</p> <p>第1項 避難対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 行政区域を超えた広域避難の調整</p> <p>市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。 <u>加えて、他都道府県からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策を検討するものとする。</u></p> <p>(3) 指定避難所の選定</p> <p>ア 略</p> <p>イ (略)</p> <p>また、<u>感染症対策のため</u>、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(4) 指定避難所の運営</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 市は、避難所における<u>感染症</u>への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</p> <p>キ 略</p> <p>(5)～(6) 略</p>	<p>第7項～第8項 略</p> <p>第3節 民生安定のための備え</p> <p>第1項 避難対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 行政区域を超えた広域避難の調整</p> <p>市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 指定避難所の選定</p> <p>ア 略</p> <p>イ (略)</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(4) 指定避難所の運営</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 市は、避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</p> <p>キ 略</p> <p>(5)～(6) 略</p>	<p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p>

海津市地域防災計画（第3編 地震対策編）新旧対照表

(新)

(旧)

(修正理由)

<p>第2項 食料、飲料水、生活必需品の確保</p> <p>1 略</p> <p>2. 基本方針 (略)</p> <p>大規模地震災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や <u>感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 略</p> <p>第2項～第5項 略</p> <p>第4節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1項 まちの不燃化・耐震化</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1) 建築物の防災対策</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 空家等の状況の確認</p> <p>市は、<u>大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進するものとする。</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>第2項 火災防止対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防力の整備強化</p> <p>ア 消防力の強化</p>	<p>第2項 食料、飲料水、生活必需品の確保</p> <p>1 略</p> <p>2. 基本方針 (略)</p> <p>大規模地震災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 略</p> <p>第2項～第5項 略</p> <p>第4節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1項 まちの不燃化・耐震化</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1) 建築物の防災対策</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 空家等の状況の確認</p> <p>市は、<u>平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>第2項 火災防止対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防力の整備強化</p> <p>ア 消防力の強化</p>	<p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p>
---	--	---

海津市地域防災計画（第3編 地震対策編）新旧対照表

(新)	(旧)	(修正理由)
<p>(ア) 市消防施設整備計画に、消防施設の整備拡充と消防団員の確保に努めるとともに、防災拠点となる施設の耐震化に努める。</p> <p><u>市は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、若者・女性をはじめとして団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>第3項 略</p> <p>第4項 災害危険区域の防災事業の推進</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ため池の整備</p> <p>市は、老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、<u>地震・豪雨耐性評価を実施し、</u>防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5項～第8項 略</p> <p>第2章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 応急体制</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 災害応援要請</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) その他の活動に関する応援要請</p>	<p>(ア) 市消防施設整備計画に、消防施設の整備拡充と消防団員の確保に努めるとともに、防災拠点となる施設の耐震化に努める。</p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>第3項 略</p> <p>第4項 災害危険区域の防災事業の推進</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ため池の整備</p> <p>市は、老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、<u>_____</u>防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5項～第8項 略</p> <p>第2章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 応急体制</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 災害応援要請</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 対策</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) その他の活動に関する応援要請</p>	<p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p>

海津市地域防災計画（第3編 地震対策編）新旧対照表

(新)

(旧)

(修正理由)

<p><u>(14) 在宅避難者等の支援</u> <u>市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(15) 車中泊避難者の支援</u> <u>市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p><u>(16) デジタル技術を活用した被災者支援</u> <u>市は、被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努めるものとする。</u> <u>市は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するものとする。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、県民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進するものとする。</u></p> <p>第2項 消防対策 1～2 略 3. 対策 (1)～(2) 略 (3) 負傷者等の救出及び救急 ア 消防、警察による救出・救急活動 (ア) 救出活動</p>	<p>第2項 消防対策 1～2 略 3. 対策 (1)～(2) 略 (3) 負傷者等の救出及び救急 ア 消防、警察による救出・救急活動 (ア) 救出活動</p>	
--	--	--

海津市地域防災計画（第3編 地震対策編）新旧対照表

(新)

(旧)

(修正理由)

<p><u>を行うよう指導・助言するものとする。</u> <u>また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste NetNet)、災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。</u></p> <p>3. 対策 (1) ごみ、し尿の処理 ア 略 イ 清掃方法 (ア) ごみ処理 ・収集順序 略 ・収集方法 略 ・処分 災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、次図「災害廃棄物の処理計画フロー」によりあらかじめシミュレーションしておく。特に、仮置き場は地区毎に指定しておく。収容したごみのうち、リサイクルできない廃棄物は焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは埋め立て処分する。 <u>また、災害発生時に河川に流出したごみは、適切に撤去・処分を行い、河川環境の保全を図るものとする。</u> なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適切な回収・処理を行う。(略)</p> <p>(2) その他関連施設 ア 野外便所の仮設 (ア) 避難所開設に伴う野外仮設便所の設置は、原則としてし尿貯留槽が装備された便所 (<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等を含み</u>、以下、「仮設トイレ」という。) を配置する。 (イ)～(エ) 略</p> <p>6-2 略 6-3 保健活動・精神保健 1～2 略</p>	<p>3. 対策 (1) ごみ、し尿の処理 ア 略 イ 清掃方法 (ア) ごみ処理 ・収集順序 略 ・収集方法 略 ・処分 災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、次図「災害廃棄物の処理計画フロー」によりあらかじめシミュレーションしておく。特に、仮置き場は地区毎に指定しておく。収容したごみのうち、リサイクルできない廃棄物は焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは埋め立て処分する。</p> <p> なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適切な回収・処理を行う。(略)</p> <p>(2) その他関連施設 ア 野外便所の仮設 (ア) 避難所開設に伴う野外仮設便所の設置は、原則としてし尿貯留槽が装備された便所 (_____、以下、「仮設トイレ」という。) を配置する。 (イ)～(エ) 略</p> <p>6-2 略 6-3 保健活動・精神保健 1～2 略</p>	<p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p>
---	--	---

海津市地域防災計画（第3編 地震対策編）新旧対照表

(新)

(旧)

(修正理由)

<p>3. 対策 (1)～(2) 略 (3) その他 災害発生時における保健活動等については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるものとする。 <u>市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。</u> また、保健活動等により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。</p> <p>6-4 略 第7項～第8項 略</p> <p>第3章～第4章 略</p> <p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1節～第6節 略 第7節 南海トラフ地震臨時情報の伝達 1～2 略</p> <p>3. 実施内容 (1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達 ア 略 イ 住民等への伝達方法 (略) <u>外国人に対しては、ホームページやSNS等様々な手段を活用するとともに、外国人防災リーダーや通訳者、通訳ボランティア等の協力を得るものとする。</u> <u>市は、「南海トラフ地震臨時情報」について、市民への周知を図り、その認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行うものとする。</u></p> <p>ウ 略 第8節～第11節 略</p>	<p>3. 対策 (1)～(2) 略 (3) その他 災害発生時における保健活動等については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるものとする。</p> <p>また、保健活動等により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。</p> <p>6-4 略 第7項～第8項 略</p> <p>第3章～第4章 略</p> <p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1節～第6節 略 第7節 南海トラフ地震臨時情報の伝達 1～2 略</p> <p>3. 実施内容 (1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達 ア 略 イ 住民等への伝達方法 (略) 外国人に対しては、ホームページやSNS、<u>外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用する</u>ものとする。</p> <p>ウ 略 第8節～第11節 略</p>	<p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p>
--	--	---